

令和 2 年度

第 2 回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

協議事項

1. 阿波市地域公共交通の現状について
2. 阿波市デマンド型乗合交通の本格運行について
3. その他

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	会 長
2	徳島バス(株) 企画管理部	副部長	東 孝行	
3	(有)土柱タクシー	代表取締役	米倉 久善	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村 利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本 忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	大西 市朗	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	坂尾 貴之	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島 崇	
9	徳島県東部県土整備局 ＜吉野川＞	副局長	元村 利治	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	西原 龍彦	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	西村 久江	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	加藤 ハルコ	
14	阿波市商工会	会長	児玉 敬二	監 事
15	阿波市交通安全協会	会長	福井 榮八	監 事
16	阿波市議会	議長	松村 幸治	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	後藤 修	
18	阿波市	副市長	町田 寿人	副会長

○阿波市地域公共交通の現状について

１．概 要

阿波市の公共交通は、市全域等を対象としました阿波市デマンド型乗合交通の実証実験と徳島市ＪＲ徳島駅を起点とし四国大学、ゆめタウン徳島及び阿波市吉野町を経由し吉野川市ＪＲ鴨島駅までの路線を運行している徳島バス㈱があります。

２．交通モード別

番号	交通モード	起点	終点	距離	運行回数	事業者	備考
１	デマンド型乗合交通	自宅又は指定場所	自宅又は指定場所	—	平日 １１便	(有)土柱タシ 八幡交通(有)	平日のみ
２	路線バス	徳島駅	鴨島駅	34.8km	平日 ６便	徳島バス(株)	土日祝日 ４便

(１) デマンド型乗合交通運行区域図・・・P ４

(２) 路線バス時刻表・・・P ５

３．利用状況

(１) 阿波市デマンド型乗合交通

① 利用登録者数 １，４８３人（令和２年８月末現在）

ア 町別登録者数

吉野町	土成町	市場町	阿波町	計
209人	295人	530人	449人	1,483人

イ 年代別登録者数

～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	計
56人	21人	10人	33人	65人	105人	481人	645人	67人	1,483人

② 令和元年度利用状況（平成31年4月～令和2年3月）

ア 運行予約数 ６，８２７件

a 年代・男女別予約数

年代	男性	女性	計
～10代	3人	145人	148人
20代	0人	0人	0人
30代	0人	5人	5人
40代	6人	50人	56人
50代	34人	48人	82人
60代	47人	389人	436人
70代	484人	1,715人	2,199人
80代	838人	2,938人	3,776人
90代～	83人	42人	125人
計	1,495人	5,332人	6,827人

b 曜日・乗車時間帯別予約数

時間帯/曜日	月	火	水	木	金	計
7時台	0人	7人	6人	8人	7人	28人
9時台	185人	247人	256人	313人	277人	1,278人
10時台	179人	221人	240人	229人	236人	1,105人
11時台	140人	192人	165人	208人	171人	876人
12時台	129人	150人	172人	148人	155人	754人
13時台	115人	163人	144人	145人	150人	717人
14時台	103人	134人	124人	130人	127人	618人
15時台	76人	112人	95人	93人	148人	524人
16時台	87人	150人	140人	91人	129人	597人
17時台	61人	41人	44人	53人	60人	259人
18時台	13人	10人	14人	10人	24人	71人
計	1,088人	1,427人	1,400人	1,428人	1,484人	6,827人

イ 乗車人数 7,058人

ウ 運行日数 240日

エ 1日平均利用者数 29.4人

オ 乗降場所の状況

a 乗車利用（上位3件）

	乗車場所	利用数
1	吉野川医療センター	548件
2	阿波病院	339件
3	鴨島駅	317件

b 降車利用（上位3件）

	降車場所	利用数
1	吉野川医療センター	592件
2	阿波病院	370件
3	鴨島駅	335件

③ 月別利用状況の推移

ア 令和元年度

（単位：人、日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	316	391	450	591	528	635	669	697	743	705	650	683	7,058
1日平均	15.8	20.5	22.5	26.8	25.1	33.4	31.8	34.8	37.1	37.1	36.1	32.5	29.4
運行日数	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240

イ 令和2年度

（単位：人、日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	642	535	784	791	755								3,507
1日平均	30.5	29.7	35.6	37.6	37.7								34.3
運行日数	21	18	22	21	20								102

(2) 路線バス【徳島バス(株)】

(単位：人)

起点	終点	輸送人員						
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	比較 (R元-H26)
徳島駅	鴨島駅	98,397	104,974	95,488	49,803	39,953	44,714	△ 53,683

4. 費用状況

(1) デマンド型乗合交通

(単位：円)

年 度	令和元年度	令和2年度
市負担金	25,354,155	25,855,000

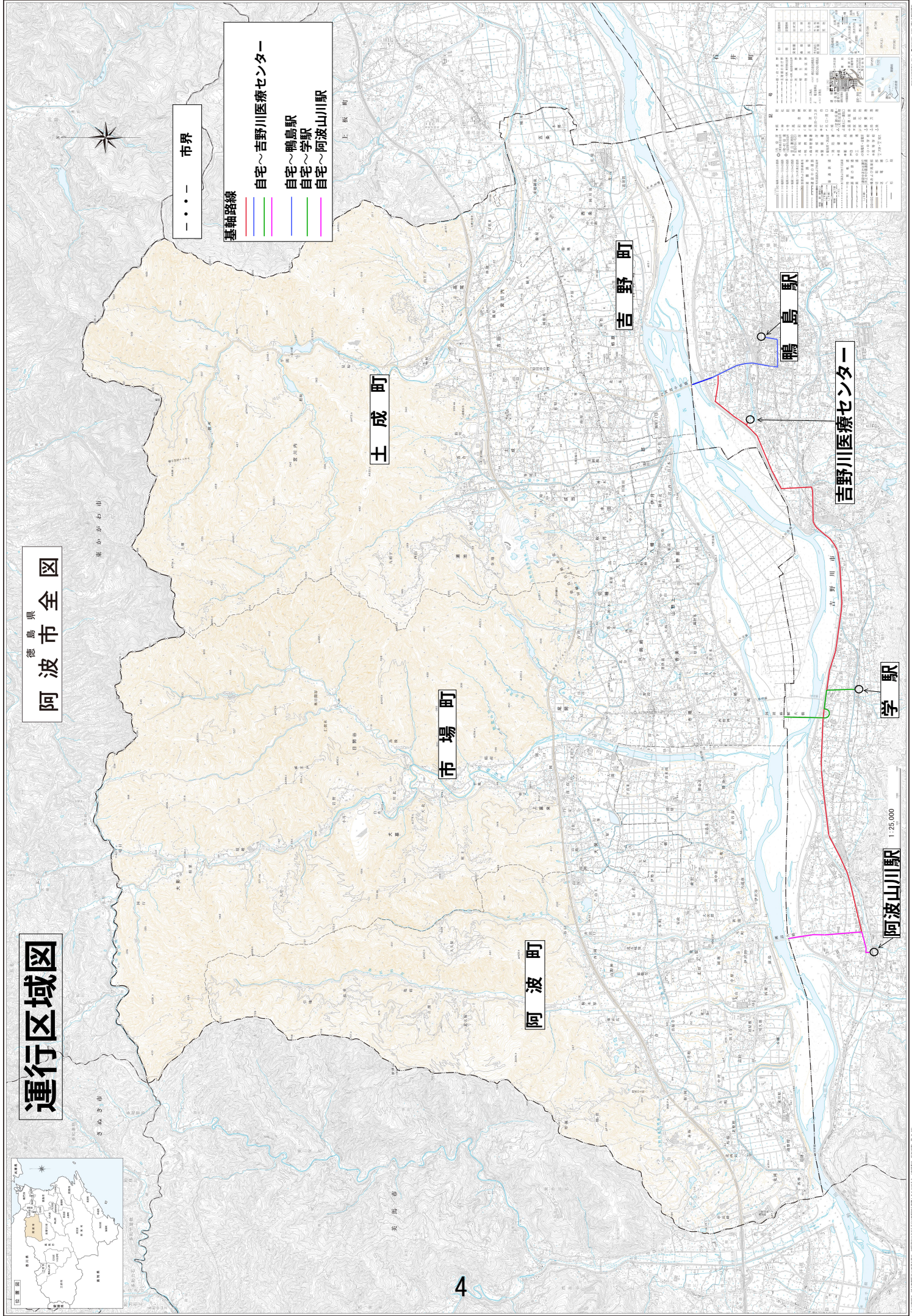
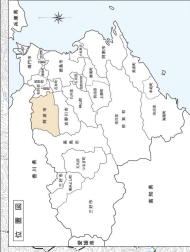
※ 令和2年度は、予算額です。

(2) 徳島バス(株)

年 度	補助総額	市補助金	県補助金
平成25年度	1,810千円	1,646千円	164千円
平成26年度	556千円	495千円	61千円
平成27年度	480千円	428千円	52千円
平成28年度	713千円	635千円	78千円
平成29年度	723千円	644千円	79千円
平成30年度	585千円	521千円	64千円
令和元年度	785千円	785千円	-

運行区域図

徳島県 阿波市全図



二条・鴨島線時刻表

徳島バス株式会社

徳島市出来島本町1丁目25番地

電話 徳島 (088)622-1811(代表)

徳島駅前⑭番のりば

令和2年10月1日改正

徳島駅前	四国大学前	せいこうがくえんまえる生光学園前	ゆめタウン	藍住役場前	や 矢上	直道南	しものしょう下 庄	せ 瀬部	一条西	二条中	鴨島駅前
7:20	7:34	7:38	7:50	7:55	7:58	8:03	8:05	8:16	8:20	8:26	8:37
9:15	9:29	9:33	9:45	9:50	9:53	9:58	10:00	10:11	10:15	10:21	10:32
12:15	12:29	12:33	12:45	12:50	12:53	12:58	13:00	13:11	13:15	13:21	13:32
15:15	15:29	15:33	15:45	15:50	15:53	15:58	16:00	16:11	16:15	16:21	16:32
16:45	16:59	17:03	17:15	17:20	17:23	17:28	17:30	17:41	17:45	17:51	18:02
18:45	18:59	19:03	19:15	19:20	19:23	19:28	19:30	19:41	19:45	19:50	20:00

鴨島駅前	二条中	一条西	せ 瀬部	しものしょう下 庄	直道南	や 矢上	藍住役場前	ゆめタウン	せいこうがくえんまえる生光学園前	四国大学前	徳島駅前
6:29	6:38	6:42	6:47	6:57	7:00	7:05	7:08	7:15	7:24	7:30	7:44
7:27	7:36	7:41	7:47	7:57	8:00	8:05	8:08	8:15	8:24	8:30	8:44
9:07	9:16	9:21	9:27	9:37	9:40	9:45	9:48	9:55	10:04	10:10	10:24
12:07	12:16	12:21	12:27	12:37	12:40	12:45	12:48	12:55	13:04	13:10	13:24
15:37	15:46	15:51	15:57	16:07	16:10	16:15	16:18	16:25	16:34	16:40	16:54
17:37	17:46	17:51	17:57	18:07	18:10	18:15	18:18	18:25	18:34	18:40	18:54

徳島駅前	四国大学前	せいこうがくえんまえる生光学園前	ゆめタウン	藍住役場前	や 矢上	直道南	しものしょう下 庄	せ 瀬部	一条西	二条中	鴨島駅前
8:15	8:27	8:31	8:43	8:48	8:51	8:56	8:58	9:09	9:13	9:19	9:30
12:15	12:29	12:33	12:45	12:50	12:53	12:58	13:00	13:11	13:15	13:21	13:32
16:15	16:29	16:33	16:45	16:50	16:53	16:58	17:00	17:11	17:15	17:21	17:32
18:15	18:29	18:33	18:45	18:50	18:53	18:58	19:00	19:11	19:15	19:21	19:32

鴨島駅前	二条中	一条西	せ 瀬部	しものしょう下 庄	直道南	や 矢上	藍住役場前	ゆめタウン	せいこうがくえんまえる生光学園前	四国大学前	徳島駅前
7:29	7:38	7:42	7:47	7:57	8:00	8:05	8:08	8:15	8:23	8:29	8:41
8:29	8:38	8:42	8:47	8:57	9:00	9:05	9:08	9:15	9:24	9:30	9:44
12:07	12:16	12:21	12:27	12:37	12:40	12:45	12:48	12:55	13:04	13:10	13:24
14:07	14:16	14:21	14:27	14:37	14:40	14:45	14:48	14:55	15:04	15:10	15:24

徳島駅前―四国大学前間は、元町・市立体育館・前川町・吉野本町経由で運行します。

徳島市阿波おどり期間(8月12日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)は、土日祝日ダイヤで運行します。

○阿波市デマンド型乗合交通の本格運行について

１．本格運行について

令和３年４月１日より本格運行を行います。

２．運行体制

（１）運営主体

阿波市地域公共交通活性化協議会

（２）運行事業者

（有）土柱タクシー、八幡交通（有）

（３）予約センター委託先

阿波市社会福祉協議会

（４）運行内容

① 運行日

平日運行（土、日、祝休日、年末年始は運休）

② 運行区域

ア 阿波市内全域

イ 市外の次の乗降場所への運行

（JR鴨島駅、JR学駅、JR阿波山川駅、吉野川医療センター）

③ 利用対象者

阿波市民

④ 利用制限・・・次の方は、利用できないように制限を設けます。

ア 阿波市外に住民票がある方

イ 利用登録をされていない方

ウ 一人で乗降ができない方

エ ペットとの同伴の方

オ 車内での禁煙が我慢できない方

カ 介護タクシーを利用している方（介護サービス計画に基づき通院等乗降介助の方）

キ 車いす、手押し車及びベビーカーを使用する方

ク 手荷物が膝の上に載らない大きな荷物を持っている方

ケ 泥酔、酩酊状態の方

コ 無断キャンセルの方（３回の無断キャンセルで翌月から３ヶ月の利用制限）

サ 中学生以下の通学及び通園の方

シ 小学生未満の方（保護者同伴者を除く）

ス その他、安全運行の妨げや同乗者の迷惑となる方

⑤ 利用料金

現金のみとし、乗車時の支払いとします。

ア 基本料金 500円/回

イ 減免料金 300円/回

次の方を、減免の対象とします。

- a 満70歳以上の高齢者（70歳となった誕生月の翌月から適用）
- b 小学生以下（小学生未満は、保護者同伴のうゑ1人まで無料、2人目以降は300円）
- c 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

⑥ 事前利用登録

利用を希望する方は、事前に利用登録を行うこととします。

ア 利用登録申請の受付場所

書面申請は、阿波市役所企画総務課及び各支所

郵送、ファクシミリ又は電子メールは、阿波市役所企画総務課

イ 利用登録完了通知

利用登録申請の受付後、7日から10日程度で利用登録完了通知書を送付します。

ウ 利用登録料

無 料

⑦ 利用の予約

利用の予約は、予約センター（阿波市社会福祉協議会）で受け付けます。

ア 予約受付の方法

電話により予約を受け付け、一人につき8回までの予約ができることとします。

イ 予約受付の期間

- a 利用する1週間前から1時間前まで予約を受け付けます。
- b キャンセルは、利用の1時間前までとします。
- c 1便及び2便の予約は、前日までに予約するものとします。

⑧ 時刻表

【行き・帰り】共通		予約締切時刻
1便	7:00～	前日（通学優先）
2便	9:00～	前日
3便	10:00～	9:00
4便	11:00～	10:00
5便	12:00～	11:00
6便	13:00～	12:00
7便	14:00～	13:00
8便	15:00～	14:00
9便	16:00～	15:00
10便	17:00～	16:00
11便	18:00～	17:00

※ 1便は通学を優先とします。

⑨ 乗降場所

医療施設：44ヶ所、商業施設：31ヶ所、金融機関（窓口）：21ヶ所

公共施設等：32ヶ所、阿波市外：4ヶ所

計：132ヶ所

乗降場所一覧(令和2年4月1日 現在)

◆乗り降りできる場所（自宅若しくは、自宅付近～乗降場所）

- 乗降場所は事情により変更になる場合があります。その際は、広報等でお知らせします。
- ご自宅以外の個人宅、途中下車や寄り道はできません。
- ご乗車される際は、予約時にお伝えした予定時間に乗降場所でお待ちください。
- 交通状況や乗合い状況により運行時間が遅れることがあります。

医療施設			
吉野町	大串医院	市場町	小笠原医院
	大久保医院		近藤医院
	中西歯科医院		医療法人こんどう歯科クリニック
	中山医院		新藤歯科
	医療法人福島歯科医院		中西歯科医院
	ほそかわ歯科医院		大塚歯科医院
	よこやま歯科		おおつか内科
土成町	医療法人阿部歯科医院	阿波町	笠井病院
	乾内科外科		川人医院
	医療法人大塚歯科医院		医療法人根東歯科医院
	大野病院		さかまき整形外科
	金塚内科		賛広診療所
	御所診療所		重清内科外科
	じゅん歯科医院		十川歯科クリニック
	スマイル歯科		西川内科クリニック
	板東眼科		西村歯科医院
市場町	赤池循環器消化器内科		林内科医院
	阿波病院		へいしま歯科ファミリークリニック
	稲井歯科医院		松本眼科
	医療法人岩脇歯科医院		村上医院
	大久保内科		森下医院
	太田診療所		医療法人安田歯科

商業施設	
吉野町	くすりのデパート阿波吉野店
	コーナン吉野店
	ファミリーマート吉野町西条店
	マルナカ柿原店
	マルナカ吉野店
	ローソン阿波吉野町店
土成町	御所の郷
	コメリハード＆グリーン土成店
	JAグリーンとなりマルシェ
	セブンスイップン阿波土成町店
	ファミリーマート土成インター店
	ファミリーマート土成町土成店
	ファミリーマート土成町吉田店
市場町	キョーエイ市場店
	コメリハード＆グリーン市場店
	JA夢市場
	セブンスイップン阿波市場町香美店
	ファミリーマート阿波市場町北店
	ファミリーマート市場町店
	マルナカ市場店
阿波町	ミストフ ア波市場町店
	アワーズ
	阿波土柱の湯
	コメリハード＆グリーン阿波店
	JA阿波町土柱の里
	デイリーマートウインズ店
	ドラッグセイムス阿波店
	ファミリーマート阿波岩津橋北店
	ファミリーマート阿波善地店
	ミストフ 阿波久原店
	ローソン阿波病院前店

【阿波市外】

吉野川市	鉄道
	JR鴨島駅
	JR学駅
	JR阿波山川駅
	医療施設
	吉野川医療センター

＜鉄道をご利用の方へ＞

多くの方にご利用していた
ただきたいので、最寄り駅
での乗降を、お願いしま
す。ご協力よろしくお願い
します。



【阿波市内】

金融機関（窓口）	
吉野町	柿原郵便局
	徳島大正銀行 阿北支店
	吉野郵便局
土成町	阿波銀行 土成支店
	御所郵便局
	JA板野郡 阿波支店
	土成郵便局
	南原簡易郵便局
市場町	阿波銀行 市場支店
	市場郵便局
	大俣郵便局
	JA阿波郡東部
	JA市場町
	徳島大正銀行 市場支店
	八幡郵便局
阿波町	阿波銀行 阿波町支店
	阿波郵便局
	伊沢郵便局
	JA阿波町
	徳島大正銀行 阿波町支店
	林郵便局

公共施設等			
吉野町	阿波市役所 吉野支所		阿波市役所 阿波支所
	一条小学校		久勝小学校・久勝公民館
	柿原小学校		伊沢小学校・伊沢公民館
	吉野中学校		林小学校
	阿波高等学校		阿波中学校
	吉野柿原公民館		阿波西高等学校
	吉野中央公民館		林公民館
土成町	阿波市役所 土成支所		阿波高速バス停留所
	御所小学校		
	土成小学校		
	土成中学校		
	土成中央公民館		
	土成高速バス停留所		
市場町	阿波市役所 本庁		
	八幡小学校		
	市場小学校		
	大俣小学校		
	市場中学校		
	八幡公民館		
	市場公民館		
	大俣公民館		
	大俣公民館 本村分館		
	市場住民センター		
	市場図書館		

予約センター電話番号

0883(36)1133

☆ご利用する1週間前から1時間前までに予約が必要です。

☆キャンセルは1時間前までにお願いします。

受付時間 9:00～17:00

月曜日～金曜日

（祝休日及び年末年始を除く）

「阿波市デマンド型乗合交通」愛称募集の事業概要（案）

1. 内容

令和3年4月、「阿波市デマンド型乗合交通」が、2年間の実証実験運行を経て、本格運行に移行します。そこで、「阿波市デマンド型乗合交通」が市民の皆さんにとって親しみのある身近な公共交通となるよう愛称を募集する。

2. 事業内容等

（1）応募期間

12月1日～12月25日 ※当日消印有効

（2）応募資格

阿波市に在住、在学、在勤の方

（3）周知及び応募方法等

①周知…広報阿波12月号、市ホームページ、ACN

②応募用紙配布…市ホームページからダウンロード。

また、本庁の企画総務課、各支所地域課で配布。

③応募方法…持参、郵送、Eメール

（1人で何作品でも応募可。ただし、応募用紙1枚につき1作品とする。）

（4）審査

1月中旬 第3回阿波市地域公共交通活性化協議会にて審査。
事務局で、あらかじめ5点程度に選考しておくこととする。

（5）発表（1月）

市ホームページや広報紙に掲載。受賞者へは直接通知する。
また、2月に表彰式を阿波市と活性化協議会で合同開催する。

■最優秀賞 1点（次の賞金及び賞品）

・賞金2万円

・阿波市特産認証品詰め合わせセット（1万円相当分）

■優秀賞 2点以内（次の賞金及び賞品）

・賞金5千円

・阿波市特産認証品詰め合わせセット（5千円相当分）

※入賞者が中学生以下の場合には、賞金に代えて図書カードを贈呈。

阿波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田201番地1阿波市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 形成計画の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 形成計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。